

- (2) 効率的に
- (3) 学会のガイドライン委員会役員として
- (4) 自他共に医療者として名誉ある仕事として

A7-2 歯科の診療ガイドラインは、歯科医学会がリードして作成されていくことが確認されているが、一方で、専門学会が自立的に作成しており、その予定であると聞いている。各学会の作成されたものが、GLGL に沿ったものであり、医療機関・国民に提示されて活用され、さらに学会が自立的に見直しを行っていくことも、将来的に望ましいものと思われる。

A7-3 「厚生労働省医政局歯科保健課：歯科診療ガイドラインのあり方について（歯科診療所における歯科保健医療の標準化のあり方等に関する検討会報告書）平成 20 年 7 月 10 日」に基づき、日本歯科医学会を中心として行われる。

Q8 英国の NICE は国家レベルと日本との差がみられるが、国間の背景の違いはあるか？

A8 英国はサッチャー政権時代 1990 年初頭、医療に市場原理主義を導入し、医療費抑制が進み、その結果 NHS(National Health Institute)が危機的状態となった。そこで、ブレア政権は NHS 改革として効率と質の向上を両立させる New Public Management を掲げた。この特徴は「評価」「効率」「品質管理」であるが、NICE が「質の高い医療を公平にしかも効率も高める」ことを推進する機関となった。このように NICE は英国の医療政策の大きな柱としてその役割を担い、診療ガイドラインを作成している。

本シンポジウムは

平成20年度厚生労働科学研究費補助金
地域医療基盤開発推進研究事業
研究成果等普及啓発事業

により開催いたしました。

